

京都市消防局訓令乙第16号

各 部

消 防 学 校

各 消 防 署

京都市消防団の運営指導に関する規程の一部を次のように改正する。

平成28年3月31日

京都市消防局長 杉 本 栄 一

第14条を第15条とし、第13条の次に次の1条を加える。

(機能別分団)

第14条 第7条第1項に規定する活動のうち、特定の活動のみを行う分団を機能別分団  
という。

2 前項に規定する機能別分団の運営指導については、別に定める。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

(消防局総務部庶務課)